

原村久保地尾根西墓地

合葬式墓地使用者募集要領

1 合葬式墓地の概要

合葬式墓地とは一つの納骨堂の中に多くの方のご遺骨を埋蔵する形式のお墓です。本合葬式墓地は、久保地尾根西墓地の敷地内に建設され、村が永年管理を行います。ご遺骨の埋蔵方法としては、個別埋蔵場所に埋蔵する方法と共同埋蔵場所に埋蔵する方法があります。



個別埋蔵場所
(納骨棚)

共同埋蔵場所
(納骨箱)

墓誌掲示板

礼拝エリア

名称	個別埋蔵場所	共同埋蔵場所
概要	陶磁器等の容器に納めたご遺骨を、納骨棚に埋蔵する方式	骨袋に納めたご遺骨を、納骨箱に直接埋蔵する方式
埋蔵期間	15年 ※15年を経過した後は、共同埋蔵場所への埋蔵となります。	永年
備考	ご遺骨を埋蔵、改葬または分骨をする場合を除き埋蔵場所に立ち入ることはできません。	ご遺骨を埋蔵する場合を除き埋蔵場所に立ち入ることはできません。 ※ご遺骨を改葬、分骨または返還することはできません。

2 申込先及び受付期間

申込先：原村役場 建設水道課環境係

申込開始：令和6年4月1日（月）

3 合葬式墓地の募集件数・使用料

名称	使用料（焼骨1体）	募集件数
個別埋蔵場所	150,000円	180件相当
共同埋蔵場所	50,000円	320件相当

- ・管理料はかかりません。
 - ・墓誌板への刻名にかかる費用は、合葬式墓地使用者の負担となります。（希望者のみ）
 - ・共同埋蔵場所にご遺骨を納めた後は、使用料のお返しをすることができません。
 - ・ご遺骨の埋蔵前に合葬式墓地を使用しなくなった場合、また個別埋蔵場所の使用を中止する場合には、届出をした場合に限り下記により使用料をお返しします。
※例外もございますので、詳細については建設水道課環境係にご確認ください。
- (1) 許可を受けた日から1年以内 60パーセント
 - (2) 許可を受けた日から1年を超え3年以内 40パーセント
 - (3) 許可を受けた日から3年を超え5年以内 20パーセント

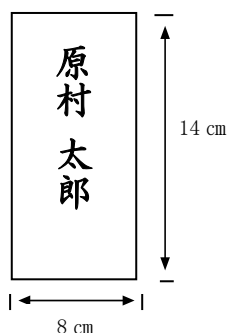
4 合葬式墓地申請者の要件

次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- (1) 村内に本籍又は住所を有する方であって現に埋蔵をしようとする焼骨を所持している方
- (2) 一般墓地を返還し、一般墓地から焼骨を改葬する方
- (3) 村内に所在する墓地から焼骨を改葬する方
- (4) 村内に本籍又は住所を有する満65歳以上の方であって、将来において自己の焼骨を埋蔵しようとする方（納骨時に立会いいただく、立会人の選定が必要です）

5 墓誌板への刻名

希望する方に対しては、合葬式墓地内の墓誌掲示板に掲示する墓誌板をお渡しします。下記の方法により氏名を刻んでいただき、納骨の際に環境係へ提出してください。



刻名の方法

原則として、被埋蔵者の氏名を記載することとします。また、以下の内容については記載、表示することができません。

- (1) 宗教に関するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) その他墓地の管理上不相当と認められるもの

※刻名の色、フォント、大きさは別途指定させていただきます。

刻名にかかる費用は、合葬式墓地使用者の負担となります。

6 焼骨の容器の基準

個別埋蔵場所に納めることができる焼骨の容器の基準は以下のとおりです。また、焼骨及び焼骨の容器以外のものを納めることができません。

- (1) 幅 22 cm以下、高さ 26 cm以下、奥行き 22 cm以下であること
- (2) 材質は、陶磁器等焼骨の埋蔵に適したものであること
- (3) 箱等外装を施してないこと

共同埋蔵場所への埋蔵の場合は、許可書の交付の際にお渡しする骨袋に入れて納めていただきます。

7 合葬式墓地の使用許可の手続き

記入例を参照し、原村墓地使用許可申請書に必要事項をご記入ください。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

原村墓地使用許可申請書

○年○月○日

原村長 様

記入例

申請者 本籍 **原村〇〇〇〇**
 住所 **原村〇〇〇〇**
 氏名 **原村 太郎**
 電話番号 **0266-〇〇-〇〇〇〇**

下記のとおり墓地を使用したいので、原村墓地条例及び同施行規則を承諾のうえ申請します。

使用する墓地	一般墓地		
	久保地尾根墓地 ・ 久保地尾根西墓地		
区画番号			
墓地管理人 (申請者の 住所が原村 外の場合)	本籍		
	住所		
	フリガナ 氏名		
	申請者との関係	電話番号	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者 住民票の写し (村外在住者の場合は、本籍の記載されたもの) ・墓地管理人 住民票の写し 		

希望する種類を
お選びください。

使用する墓地	合葬式墓地		
	個別埋蔵場所 ・ 共同埋蔵場所		
被埋蔵者	本籍	原村〇〇〇〇	
	住所	原村〇〇〇〇	
	フリガナ 氏名	ハラムラ タロウ 原村 太郎	
	申請者との関係	本人	
立会人 (申請者と 被埋蔵者が 同一の場 合)	本籍	原村〇〇〇〇	
	住所	原村〇〇〇〇	
	フリガナ 氏名	ハラムラ イチロウ 原村 一郎	
	申請者との関係	子	電話番号
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者 住民票の写し (村外在住者の場合は、本籍の記載されたもの) ・被埋蔵者 住民票の除票の写し (焼骨を所持している者が使用する場合) 埋蔵証明書 (村内の墓地から改葬する場合) ・立会人 住民票の写し 		

申請者と埋蔵者が同一の
場合は記入してください。

こちらから電子申請も可能です。



原村墓地使用許可申請書
(合葬式墓地)
電子申請フォーム

(1) 提出書類の準備

本書に記載されている合葬式墓地申請者の要件を確認のうえ、必要書類をご用意ください。提出書類については「原村墓地使用許可申請書」の他に、次の書類が必要です。

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ① 既に焼骨を所持している方 | ② 将来において自己の焼骨を埋蔵しようとする方 |
| ・申請者本人の住民票の写し | ・申請者本人の住民票の写し |
| ・被埋蔵者の住民票の除票の写し | ・立会人の住民票の写し |
| ・埋蔵証明書（村内の墓地から改葬する場合） | |



(2) 許可申請書及び書類の提出



(3) 使用料の納付

納付書を送付いたしますので、指定の金融機関でご納入ください。



(4) 原村墓地使用許可証の交付

入金の確認ができましたら、「原村墓地使用許可証」、「墓誌板」（希望者のみ）、骨袋（共同埋蔵場所の場合のみ）をお渡しし、使用にあたっての注意事項をご説明させていただきます。



(5) 納骨

納骨の際は、納骨を希望する日の1週間前までに下記のお問い合わせ先へご連絡をいただき、日時等の調整をさせていただきます。納骨時には次の書類等を職員へ提出してください。

- ① 「埋葬許可証」又は「改葬許可証」
- ② 「原村墓地使用許可証」
- ③ 刻名した「墓誌板」（希望者のみ）

※使用者と被埋蔵者が同一でない場合は許可を受けてから1年以内に納骨を行ってください。

※納骨の日程は原則、役場開庁日とさせていただきます。

※納骨の日程は、希望に添えない場合がありますのでお早めにお問い合わせください。

9 案内図



原村 11499 番地 4（久保地尾根西墓地内）

お問い合わせ先

原村役場 建設水道課 環境係

電話 (0266) 79-7933

FAX (0266) 79-5504

Mail kankyo@vill.hara.lg.jp